



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	経済学原理と近代国民国家:近代国民国家の政治経済学 1.
Author(s)	佐々木, 隆生
Citation	経済學研究, 39(3), 23-34
Issue Date	1989-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31833
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(3)_P23-34.pdf



経済学原理と近代国民国家

—— 近代国民国家の政治経済学 1. ——

佐々木 隆 生

壁には星が描かれている。あちこちに彗星。頭上のドームを仰ぎみると、銀河が有る。窓はない。ドアもない。ここにいと君は安心だ。すべてに君は精通している。すべて、がっちりつながっている。君はすべてを信頼することができる。これが君の世界。

ミヒャエル・エンデ『鏡の中の鏡』1984

1 経済学原理の自律的性格

経済学は、その誕生以来、近代市民社会(modern civile society)における「富の性質、その生産と分配の法則」(ミル J. S. Mill)¹⁾を探究し、その結果、政治経済学原理(Principles of Political Economy)あるいは経済学原理(Principles of Economics)と名付けられる理論体系を生み出してきた。この体系は、資本主義的生産が支配的な経済社会もしくは市場に関する一般的な理論模型を駆使して——経済社会と市場を同一視してはならないが、当面その相違には立ち入らないことにしよう——、経済諸法則を明らかにするものであった。この体系の成立は、社会科学に対して極めて大きな影響を与えた。何故なら、経済社会なり市場がそれ自体として自律的完結体であるような通俗

的印象さえ生み出すような体系が、法と道徳、そして政治と経済に関する、混沌とした、だが全体として一つをなしていた社会への学問的考察——ホッブス(T. Hobbes)、ロック(J. Lock)、ヒューム(D. Hume)、ルソー(Jean-Jacques Rousseau)など15~18世紀の思想家を今日の社会諸科学のいずれかの分野に専一的に帰属させることは不可能であろう——の中に、現れたからである。しかも、一般に受容された正統的な経済学原理の体系は、市場を経由する私的利益の追及が公共善と調和するという教義の流布に資したのであった。経済学原理は経済社会がそれ自体として自己完結的であることを示すとともに、自由放任が社会の病に対するもっとも有効な処方であることを導いたのである。こうして、一経済学者が、「政治哲学者は実業家のために席を譲って引退してもよくなった——というのは、実業家は、とにかく自分自身の私的利益を追及するだけで、哲学者のいう至高善(summum bonum)を達成することができるようになったからである」(ケインズ J. M. Keynes)²⁾と述べ、政治思想家もまた、「この種の理論活動から生み出されてきたものは社

1) Mill, J. S., *Principles of Political Economy with Some of their Applications to Social Philosophy*, London, Longmans, Green, and Co., 1909, p. 1. 末永茂喜訳、『経済学原理(一)』1959年、岩波書店、31ページ。なお、以下の本文並びに脚注の引用文の訳出にあたっては、典拠として示す邦訳書にこだわらないことにした。了解されたい。

2) Keynes, J. M., *The End of Laissez-Faire*,

会の非政治的モデルであり、そこでは、社会は、相互に作用しあう諸力からなる閉鎖的体系のおかげで、その『外側』にある政治機関の助けを借りることなしに自らの存在を維持しうるかのように見えたのである」(ウォリン S. S. Wolin)³⁾と指摘したような事態、経済学の学問としての独立と社会諸科学の分裂、そして近代市民社会の経済社会への還元と経済学による政治哲学の基礎付けが生まれたのである。

しかしながら、経済社会としての近代市民社会が自律的であるという通俗的観念や表象は、経済学者が積極的に主張し、普及させたものではなかった。「経済学者たちの言葉は自由放任(laissez-faire)の解釈に力を与えた。しかし、この教義の流行の責任については、政治経済学者たちよりは、むしろ、それがたまたま気にいった当時の政治哲学者たちが負わねばならない」のであり、しかも重要なことに「ジョン・スチュアート・ミルの時代から、権威ある経済学者たちはこのような思想全体に対して強く反発してきた」(ケインズ)⁴⁾と言ったほうが正確なのである。このような理解は、ロビンズ(L. Robbins)のような新古典派的な経済学者によっても示されている⁵⁾。テイラー(A. J. Taylor)

は、歴史家の立場から改めてこのような見解を確認し、モートーノー嬢(Miss Harriet Martineau)の著作に代表されるところの、学問的とは言えないが、権威ある「経済学原理」よりもはるかに売れた啓蒙書、販売部数はそれほどではなかったにせよ中産階級に知的影響を与えた雑誌『エコノミスト(The Economist)』による自由放任の拡大解釈、そして政治家と行政官僚のほうが、経済学者たちの著作よりもはるかにそのような通俗的表象をつくりだすのに力を持っていたことを描写している⁶⁾。古典派経済学と自由放任の教義との間に一致を見る通俗的解釈は、少なくとも学問的には今日支持されるものではないのであろう。

だが、たとえそうであったとしても、近代経済社会の自律性の表象の流布に経済学者が責任をもたなくてもよいということにはなるまい。何といても、ほとんどの経済学者は、経済社会なり市場なりが他の社会から影響をうけないで独立している理論模型を創造し、その中で固有の作用をもつ経済法則を解明し、しかも、均衡という概念をめぐる意見を異にし、また均衡が安定的か否かについて争うことがあったにせよ、経済社会なり市場が内的な諸力の結果としてある種の均衡状態に到達すること、それ自体については、ローザ・ルクセンブルク(Rosa Luxemburg)のようなごく少数の著作家たちを除けば⁷⁾、争うことがなかったのである。し

The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. IX, *Essays in Persuasion*, London, Macmillan Press Ltd., 1972, p. 275. 宮崎義一訳、『ケインズ全集、第9巻、説得論集』東洋経済新報社、1981年、327ページ。

- 3) Wolin, S. S., *Politics and Vision, Continuity and Innovation in Western Political Thought*, Boston, Little, Brown and Company, 1960, p. 292. 尾形典男、福田歓一、半澤孝麿訳『西欧政治思想史Ⅳ』福村出版、1975年、24ページ。
- 4) Keynes, J. M., *op. cit.*, pp. 277-278, p. 281. 邦訳、前掲、331-336ページ。
- 5) Robbins, L., *The Theory of Economic Policy in English Classical Political Economy*, London, Macmillan, 1952. 特に、Lecture II, *The Economic Functions of the State*, pp. 34-67. を参照されたい。そこで、ロビンズは、ケインズが前掲書の中で功利主義と自然権思想とが経済学を媒介に調和させられたと論じたのに対し、両者の間の越えがたい溝を指摘するとともに、イギリス古典派経済学が功利主義の基礎上に

あることを主張し、ケインズの政治経済思想がスミス(A. Smith)やミルの延長上に位置することをも示唆している。ケインズとロビンズは、立場を異にしながら、自由放任と古典派経済学の関係についての通俗的観念を覆し、両者の関係をあらためて学説史なり思想史上の学問的対象とするに至ったと言えよう。ロビンズの見地を肯定するか否かを別にすれば、古典派経済学の自由放任への態度と、古典派経済学の通俗化がもたらした自由放任についての社会哲学とを明瞭に区別しなければならない、という点ではロビンズとケインズの間に違いは存在しない。

- 6) Taylor, A. J., *Laissez-Faire and State Intervention in Nineteenth-Century Britain*, London, Macmillan, 1972, pp. 27-31.
- 7) Luxemburg, R., *Die Akkumulation des Ka-*

かも、経済学者の多くは、殊に近代市民社会の理解にあたってはポパー (K. Popper) が「経済学主義」と規定した限りにおいては、マルクス (K. Marx) の土台—上部構造に関する命題にさえ従うに違いないのである⁸⁾。このような経済学者の態度が、通俗的な自由放任主義の政治哲学を支えてきたことは疑いえないであろう。

もとより、上に見た経済学者の態度は、近代市民社会の客観的現実根に根ざすものであった。まず第一に、「土地法が全公法の基礎をなす」(メイトランド F. W. Maitland)⁹⁾ 社会から、「純粋な私的所有」(マルクス、エンゲルス F. Engels)¹⁰⁾ を中心とする社会が生まれ、それを

pitals, Ein Beitrag zur ökonomischen Erklärung des Imperialismus, Leipzig, Frankes Verlag, 1921. 長谷部文雄訳『資本蓄積論』青木書店, 1952年, やロシア・ナロードニキの諸文献が、生産諸部門間の均衡自体を否定していることは周知のところであろう。ただし、ローザ・ルクセンブルクの見解を「自動崩壊論」と特徴づけるのは、誤りであるように思われる。彼女は、不均衡から生じる矛盾の解決を求めて資本主義が非資本主義的領域を包括していくことを明らかにしようとしたのであり、慢性的危機に陥ることを明らかにしようとはしていない。思想史なり学説史の中で再評価されることを期待する。

- 8) Popper, K. の指摘 (*The Open Society and its Enemies*, vol. 2, New York, Harper & Row, 1963, Chapter 15: Economic Historicism, pp. 100-110, 小河原誠, 内田詔夫訳『開かれた社会とその敵, 第二部 予言の大潮』未来社, 1980年, 97-105ページ) は, Marx, K., *Zur Kritik der politischen Ökonomie, Erstes Heft, Karl Marx-Friedrich Engels Werke*, Band 13, Berlin, Dietz Verlag, 1974, S. 8f.

(大内兵衛, 細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集』第13巻, 大月書店, 1964年, 6-7ページ), の史的唯物論に関するテーゼの解釈として合理性をもつ。マルクスのテーゼは、経済的諸条件が上部構造を総て規定するといったものではない。経済的諸条件に照応しない上部構造が経済的諸条件を自在に変化させることはできない、とはマルクスのテーゼから引き出さうが、経済的諸条件に合致しない上部構造が生成することの否定までは引き出しえないであろう。

- 9) Maitland, F. W., *The Constitutional History of England*, Cambridge, Cambridge University Press, 1950, p. 38., 小山貞夫訳『イングランド憲法史』創文社, 1981年, 54ページ。

- 10) Marx, K. und F. Engels, *Die deutsche*

基礎にした産業の発展が、社会の富の生産と分配の行方を、独自の、内的な諸法則で支配するようになったこと、そのことが、経済社会なり市場を独立的に考察することを可能としたことは言うまでもないであろう。経済社会を政治社会から区別して考察することにより、始めて近代市民社会の構造把握が可能となったのである。しかも、そこでは、空間と時間の制約をあまり受けずに、大量に反復的に、しかも可測的な形で生じる現象が存在し、経験科学としての経済学に科学的な精密化、つまり事実を分類、区別し、概念を確定し、体系化するための大きな優位を与えたのであった。こうして、経済学者は、それ自身独立に機能し、かつ内的な体系性を支える経済諸法則を、原理的な形で明らかにするために、正確に大量に反復的に生じる経済現象を説明するための経済社会模型なり市場模型、つまりウォリンが非政治的モデルと呼んだ理論模型を確立し、そこでの経済的諸力の作用を可能な限り科学的 (scientific) に明らかにしようとしたのである。勿論、どのような模型を設定し、経済社会なり市場を近代市民社会の総体からどの程度、どの線で切り離すかについては、経済学者の間で簡単に一致を見ることはなかったが、いずれの経済学者も多かれ少なかれ近代経済社会を市民社会全体の絵の中から切り出したのであった。「純粋経済学」から新古典派に至る学問的正統は、一面ではある形而上学的要素を含んでいると言えるであろうが¹¹⁾、他面ではこのような態度を極限にまで——つまりポパーなどの論理実証主義の線にそって——押し進めたものであると言えよう。要約すれば、理論模型としての経済社会は、明らかに自己完結的なものであった。

勿論、経済学者は、自己がおこなった論理的手続きを自覚していたし、そのようにして設定

Ideologie, Werke, Band 3, 1973, S. 62, 邦訳『全集』第3巻, 1963年, 57ページ。

- 11) 経済学の形而上学的要素については, Robinson, J., *Economic Philosophy*, Harmondsworth, Penguin Books, 1966, を参照されたい。

された模型を近代市民社会の全体を表現するものとしては扱わなかった。だが、その先に更に問題があった。このような態度で科学的思考を押し進めようとすれば、反復性をもたない歴史的な社会現象の説明や模型の性格を確定し難い長期的法則の解明は、「科学的な純粋」経済学にはなじまないものであり、そのような領域での研究は「より定式化された接近法がもつ厳正さと精密さ」をもたないと考えられるであろう。このような考えかたは、一面ではマルクス主義的歴史理論への強い反発なり歴史哲学に対する不信の所産であったが、他面では、「科学的精緻化」をめざす学問の自己運動の結果でもあった。こうして、経済学固有の問題、たとえば経済成長という限りなく歴史的変化に関連する問題に限ってみても、歴史理論を排除する態度は標準的となっていた。換言すれば、大量に反復して経験しうる事実に基づき、一定の確立した模型のなかで厳密に定義された経済変数を利用して法則を明らかにしえないような研究領域は、一般に経済学者には些か「疑わしい」、あるいは人によっては「いかがわしい」領域とさえ考えられるに至ったのである¹²⁾。

12) 歴史理論の排除は Popper, K. *op. cit.* 以来の論理実証主義の発展の中で、着実に進行したし、他面、厳密に定義されたモデルを利用した経済理論は、Samuelson, P. A., *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge, Harvard University, 1947 (佐藤隆三訳『経済分析の基礎』勁草書房, 1967年) 以来、精密度を高め、その結果、精密さをもたない歴史理論と「科学的精緻化」を達成した理論の間の、精密さの度合いは大きく広がるに至った。歴史理論への疑わしさの根拠はこうしたものである。だが、こうしたことは、歴史への洞察が無用であることを主張するものではないし、また精密な理論が歴史的現実と直面する人々にとって頼りになるものであることを根拠づけるものでもない。歴史の一局面において、歴史的現実を動かす基本的変数を確定しうる場合には、歴史理論が歴史的変化を展望しうる場合がある。論理実証主義は、一見強固なようで、ポパーの後の科学方法論は論争を抱えたままである。では、何故、経済学者は精密な理論にこだわるのか。経済学者が科学方法論の発展に鈍感であるだけなのか。堅固な模型の罫に閉じこもるのが安全のように感じられるからなのか。安易な歴史哲学への回帰を防ぐためにも——精密な理論が安直な、つまり自由放任への信仰のような歴史

逆説的に聞こえるかも知れないが、私は、同僚の経済学者の多くが、現実の歴史的な社会としての経済社会なり市場が自律的であるという結論をだすほど短絡的で大胆ではないことをよく知っている。それどころか、「純粋」な経済学を志向するものほど、実は現実と理論模型の隔たりを理解し、そこから「経済社会の自律性」の命題とは全く離れた思想的、理論的立場に基づいて現実社会への処方を与える場合もある。工場法に賛成した古典派経済学者たち、あるいは「純粋経済学」を志向しながら、それと社会の総体把握との間に区別を明確にし、自由主義的楽観を批判したパレート (V. Pareto) の社会思想は、その好例である¹³⁾。だが、そうした処方方は、多かれ少なかれ、正統な経済学者が、「科学的」であるべき経済学原理の体系の中では経済社会や市場を彼らの処理しうる模型にひきつけて理解しようとし、そこから出発して考察の網をその外側に、つまり政治社会や国家、そして歴史的な存在物として社会全体へと広げる危険を極力避ける傾向をもつことの裏面でしかないのである。そうした学問的態度が、ある種の重要な経済諸法則を明らかにするのに十分資してきたとしても、モーティノー風の通俗的表象の一般化に、ある手助けをしてきたことも疑いえない。経済学的理論模型の厳密な性格を訴えるだけでは、通俗的表象を消極的にしか批判しえないからである。

ごく少数の著作家を除けば、多くの経済学者

哲学を背後にもっていることさえある——こうした問題に心を寄せる必要がある。

13) サムエルソンに先立って、パレートが経済学の精密な理論化を遂げたことは周知の通りであるが、同時に彼が、経済学の「純粋経済学」的限界を見て、歴史的な社会に接近したこと (原書は *Trattato di Sociologia Generale* と題してイタリアで 1916 年に刊行され、今日フランス語訳全集の *Oeuvres complètes de Vilfredo Pareto*, tome 12, Genève, Librairie Droz, 1968) によって広く知られる『一般社会学概論』を頂点とする社会学の業績や政治分析を参照されたい) 並びに、その時「自由放任」とは異なる処方箋を提出したことを忘れてはならない。なお、松嶋敦茂『経済から社会へ』みすず書房、1985 年を参照されたい。

は、経済社会なり市場社会が政治社会や国家といかに関連しているかについて、経済学原理の体系から内生的に論ずることをしなかった。確かに、経済学原理の著作家たちも、政府の経済的機能の考察、租税国家としての近代国家の在り方に何章かを振り当てたし、また、それを論ずることによって重商主義をはじめとする政府の干渉を批判するという「政治経済学原理」——古典派にとっては原理の体系は経済学 (economics) に関するものではなく、政治経済 (political economy) に関するものであった——の本来の使命を達成しようとした。だが、それは自律的な近代市民社会の商品経済的合理性を政府がいかに補完すべきか、を主題とするものであり、国家、国民、政府という近代国民国家特有の概念と存在とをア・プリオリに承認してのことであった。勿論のこと、そのような試みが、かなりきわどい作業であったことは疑い無く、J. S. ミルは社会と政府の関係についてそのような枠を些か越えた考察をおこなってはいる¹⁴⁾——彼の著作が『経済学原理、及び社会哲学に対するそれら原理の若干の応用 (Principles of Political Economy with some of their Applications to Social Philosophy)』と題されていたのを忘れてはなるまい。しかし、そのような考察がなしうるのは彼のような多才な人物にして、また論理実証主義が経済学の「科学」性を明確化しえていなかったその時代にして可能であったのであり、一般の、そして後の時代の経済学者は、専門家として、慎重に自己の専門領域を守ったのである。

2 経済学原理の国民的性格

経済学原理の体系の創造と発展が、社会の研

14) ミルは、暴力と詐欺とに対する以外政府は社会に干渉するべきでない、とする理論を否定して、社会の経済的機能が自律的でないことを種々論じたが、これは社会と政府、国家との関係それ自体を考察することにつながっている。Mill, J. S., *op. cit.*, Book V, 邦訳、岩波文庫版第5分冊、(1963年)を参照。

究を経済学と他の学問領域に分裂させ、同時に経済社会の自己完結性、自律性の通俗的表象を生み出すに至った過程をこれまで見てきたが、その過程は、同時に、近代経済社会模型に描かれる近代市民社会が、国民的なものであり、近代市民社会が国民的な自律体であるという、経済社会の自律性の表象と同根の、しかしまた別個の通俗的表象をもたらし過程でもあった。国民経済があたかも自律的な生存圏であるような観念が生まれてきたのである。「従来の経済学教科書は、国民経済を“全体としての経済” (economy as a whole) と考え、その中に数多くの産業が部分として包摂され、その個々の産業の中にそれぞれ数多くの企業が部分として包摂されると考えてきた」(宮崎義一)¹⁵⁾とすれば、そのような表象が生まれるのは、当然でもあった。

厳密に学問的に言えば、経済学原理が国民経済を抽象したものであるとは言えないであろう。確かに、「ある国」、「そこでは、ある種類の生産用役、すなわち『土地』、『人間』、及び『資本』がある一定量ずつ存在し、またそこではある与えられた瞬間から生産と交換がもっとも自由な競争、すなわちもっとも完全で、もっとも絶対的な自由放任の支配下で行われることが決められている」ような「国」を理論模型として設定するのが経済学者の通例用いる方法であった(ワルラス L. Walras)¹⁶⁾。しかし、この想定されている「国」とは一経済社会なり一市場と同義でしかない。そして、経済学原理はなるほど一市場なり一経済社会の理論模型を舞台とする考察から成り立つのであるが、そのような対象の限定的性格は、経済法則をもっとも原理的に把握しようとする方法上の手続きから生じたのにすぎないのである。政治社会や国

15) 宮崎義一『世界経済をどう見るか』岩波書店、1986年、3-4ページ。

16) Walras, L., *Théorie mathématique de la richesse sociale*, Osnabrück, Otto Zeller, 1964, p. 8.

家、諸国民の国際的関係への洞察を含む政治経済学の体系を創造しようとしたマルクスでさえ、『資本論 (Das Kapital)』——つまり彼の経済学原理——を叙述するときには、「研究の対象をその純粋性において攪乱的な付随事に煩わされることなくとらえるためには、われわれは、ここでは全商業世界を一国とみなさなければならぬのであり、また資本主義的生産がすでにどこでも確立されていてすべての産業部門を支配しているということを前提しなければならない」¹⁷⁾と、原理的考察の対象を限定していることはよく知られた事実であろう。経済学原理が対象とする経済社会なり市場は、最も原理的な経済諸法則を導出するために、一個の完全な市場でなければならない。尤も、「完全」であることの意味は経済学者によって異なり、マルクスにとっては資本主義的生産が専一的に社会を支配していることがそのための重要な要件をなし、新古典派にあっては総ての市場参加者が合理的人間であることが重視される。それは、個々の経済学者が、生産力水準や政治社会とのかかわりなどの歴史的枠組みや制度・慣習などの現実を含めた「全体集合」としての社会 (ブローデル F. Braudel)¹⁸⁾の中から、理念的な経済社会なり市場を切り取って構成する場合に、何が経済社会なり市場にとって本質的であると仮定するかによって異なる。だが、市場において自由競争が支配であること、したがって単一の市場でなければならないことについては、諸学派の間に意見の相違はないであろう。

こうした立場からすれば、「国民経済」が原

理的世界の対象にかかわることはありえない。そもそも国民経済というカテゴリーは、国民なり国家を前提しなければありえないが、国家なり国民を無差別な抽象性において把握しうることを、経済学は論証していないのである。国民的経済社会なり市場が、理念的に完全な市場として経済学原理の模型を規定すると言うためには、そのような論証が不可欠であろう。しかも、重大なことに、完全な単一の経済社会なり市場として国民経済を想定するためには、それが自給自足的であることを理論的に仮定しなければならないが、外部世界をはじめから必要とする国民経済——国民というカテゴリーは他の国民の存在を必要とするであろう——が理念的にそうしたものであるという仮定もまた経済学は論証していないのである。

経済学原理の著作家たちが、理論模型を設定する際に対象を上に見たようなものとして限定したことは、その後、著作家たちが国際経済学 (international economics) を創始する時に、その理論の性格を大きく規定することとなった。彼らは、国際経済関係を扱う際に、与えられた国が自給自足的であることを出発点において仮定し、次に抽象的な一経済社会なり一市場における経済法則が国境の存在によっていかに修正されざるをえないか、あるいは、そのような法則が複数市場なり不完全競争市場ではいかに適用されるのかという点に主な注意を向けたのであった。言い換えれば、原理の応用領域、原理的法則が修正されねばならない領域の学として国際経済学を創始したのである。リカード (D. Ricardo) が彼の『政治経済学及び課税の原理 (Principles of Political Economy and Taxation)』の第6章の利潤論の応用領域なり補論として第7章の外国貿易論を著し、同様にミルも価値論の諸章につづけて国際価値論の諸章を置いたのは、経済学原理と国際経済学との関係を如実に物語るであろう¹⁹⁾。そのような手

17) Marx, K., *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie, Buch 1, Der Produktionsprozeß des Kapitals, Werke, Band 23*, 1972, S. 607, Anm. 21a, 邦訳『全集』23巻a, 1965年, 726-757ページ。

18) Braudel, F., *Civilisation matérielle, économie et capitalisme, X^e-XVIII^e siècle, tome 2, Les jeux de l'échange*, Paris, Armand Colin, 1979, pages 407 à 410. 山本淳一訳『交換のはたらき2』みすず書房, 1988年, 216-220ページ。

19) Ricardo, D., *On the Principles of Political Economy and Taxation, The Works and*

法は、国際経済関係を抽象的な市場一般の枠の中で扱うことを意味する。当然のことながら、そこからは多少なりとも歴史的な存在物である具体的な国民国家の存在への注意は引き出されなかった。生産資源なり要素の賦存の状態が些か異なる、国境で隔てられた二つの経済社会の間の関係が問題とされただけなのである。経済学原理が対象とした経済社会なり市場が模型としてのみ存在したのと同じように、そこに存在する国家なり国際関係も一般的な理論模型でしかなかったし、そうであったからこそ、国際経済学においても一定の科学的精緻化が達成されたのである。経済学原理が国民の性格を有するという通俗的認識からすれば逆説的に聞こえるかも知れないが、世界市民主義的あるいは万民主義的経済学という規定をリスト (F. List) が古典派経済学に与えたのは²⁰⁾、決して間違いではなく、経済学原理が描きうる国民、国際経済関係、世界経済概念の極度の抽象性をよく表現するものであったと言えよう。

しかも、経済学が生誕し、古典派経済学が確立した時期のヨーロッパは、ハプスブルク帝国の命運を軸にドイツ、イタリア、ハンガリーにおけるナショナリズムが興隆したとはいえ、人文主義的な知的伝統にあては、国民国家を社会の絶対的単位とし、それに至高の価値を付与する思想は支配的ではなかったのである。神聖同盟によって象徴され、ヨーロッパ全域にわたって網の目のように張り巡らされた婚姻関係によって共同の運命を育まれた貴族のインターナ

ショナルイズム、新旧キリスト教会のコスモポリタニズムばかりがナショナルイズムへの対抗者ではなかった²¹⁾。リベラリズムと社会主義、すなわち教会から飛び出た知識人たちは、政治的民主主義、人民の福祉の増大、科学的真理など彼ら自身の価値物を普遍的なものとしてとらえ、同時に「ナショナルイズムは衰退するであろうと想定していた」(バーリン I. Berlin) のであった²²⁾。「経済学原理」を「国民経済学原理」として受け取ったリストの理解は、実はドイツにおけるナショナルイズムの極端な発展の反映であったとさえ言いうるのである²³⁾。国民経済の自律的性格の認識を古典派の正統の中に見いだすことはほとんど絶望的な試みと言わなければなら

21) 労働者階級の政治的運動がインターナショナルな性格を有し、他の階級のそれがナショナルな性格をもつという俗流マルクス主義的二分法は、学問的には支持しがたい。支配者同士の敵対や支配者が政治にもちこむ民族的偏見に対して革命的プロレタリアートが対抗しなければならないこと、また解放をめざす労働者階級が国際的連帯を確立することは、確かにマルクスによって強調された。しかし、マルクスは反動の国際的連帯があることも否定はしていない。むしろ、歴史的な経過の中で言えば、国民国家成立以前から存在する貴族の国際的紐帯、キリスト教会のコスモポリタニズム、知識人や大商人のユニヴァーサルイズムなどを無視してナショナルイズムの問題を語ることはできないし、また、その時代の直接的生産者をもっとも地方的偏見を帯びた階級でさえあった。

22) Berlin, I., *Nationalism, Past Neglect and Present Power, Against the Current*, London, The Hogarth Press, 1979, p. 339., 福田歓一、河合秀和編訳『バーリン選集 I』, 思想と思想家』岩波書店, 1983年, 418ページ。

23) 国民経済 (national economy) という用語が一般化したのは、リストの前掲書からではないであろうか。経済学の著作の中で、わざわざ国民経済という用語を用いたものは、ドイツ歴史学派より前にはほとんどない。イタリア人のオルテス (G. Ortes) の1774年の著作とエンゲルスが1844年に書いた『国民経済学批判大綱 (Umriss zu einer Kritik der Nationalökonomie)』が目立つであろう。何故にドイツで国民経済学という用語が普及したのか、またそれが国家経済 Staatswirtschaft など、リストの著作より以前にあった国家学の系譜をひく用語といかに関係するのか、といった問題が興味を引くが、ここではこれ以上は踏み込まないでおこう。

Correspondence of David Ricardo, Vol. I, Cambridge, Cambridge University Press, 1953, Chapter 6 and 7, 堀経夫訳『デイヴィッド・リカード全集』, 第 I 巻, 雄松堂書店, 1972年, 第6章及び第7章, Mill, J. S., *op. cit.*, Book III, 邦訳, 岩波文庫版第3分冊 (1960年) を参照。このような取り扱いを考えれば、国際経済学はまさしく応用経済学ということになる。

20) List, F., *Das national System der politischen Ökonomie*, Basel, Kyklos-Verlag, 1959., S. 133ff. 小林昇訳『経済学の国民的体系』岩波書店, 1970年, 183-196ページ。

るまい。

しかしながら、原理の体系が、事実上「国民経済学原理」としての性格を有したのも確かである。何よりも、経済学原理の作家は、ほとんど社会が国民的規模で存在し、それに対応して国民国家が存在することを自然的な与件とし、そこから原理に基づいて、一国民はいかにして繁栄しうるかという課題、つまり極めて実践的な政治経済学的課題を追及したのである。原理が描いた経済社会なり市場は、どのような国民にも妥当する国民的な経済社会なり市場としても、取り扱われもしたのである。このとき、原理の理論的な一経済社会なり一市場が、一国民経済の抽象物に転換していったのは疑いえないであろう。マルクスが「全商業世界を一国とみなさなければならない」と述べた時に意識したであろう原理の理論模型の抽象的性格と、原理の作家が、どのような国であれ、ある一国の富裕を決定する法則が作用する場として設定した場合の原理の理論模型の抽象的性格との間には、明らかな違いが存在する。前者の場合には、国家なり国民について何等の前提も置いて無いのにたいして、後者では、国民なり国家なりが所与の自然的存在であり、かつ、これを無差別に考察することが可能であるとされているからである。無差別に考察しうる国民経済がどのように抽象的存在物であるにせよ、「一国に全商業世界があるとみなす」ことは、国民経済を自己完結的な閉鎖的な存在として理論上設定することにつながるであろう。古典派経済学者たちは、こうした区別については、無頓着であったとも言えるかもしれない。原理の著作家たちは、暗黙の内に、二つの意味をもつ理論模型を、一つのものとして扱ったのである。

以上のことに加えて、このような経済学を主導的に創始し発展させた国が、18世紀から19世紀のイギリス、今世紀のアメリカであったように、世界市場における大国であり、外部なり国際経済関係からの影響を受けるよりは影響を与

える地位にあったり、さらにまた高度に自給自足的な国であったりしたことにも注意を向ける必要があろう。一経済社会なり一市場の存在を独立に考察し、その延長上に国際的關係を考察することは、それらの国の客観的地位に適合的であった。また、そうした大国は、原理の延長上で解明される国際経済法則の経済的合理性を規範的法則とすることから、小国に比してより大きな利益の獲得を期待しえたのである。リストの時代から今日に至る自由貿易をめぐる果てしない対立は、いつも経済学のこうした国民的性格を物語ってくれる。こうした大国にあっては、主権的国民国家に関する政治理論とともに、経済学原理とその延長上に説かれる国際経済学は、その国の対外政策に直接的な理論的便宜を与えたのであった。この意味でも経済学は国民的性格を纏っていたのである²⁴⁾。そして、いままで見たような経済学の国民的性格は、経済学者が意図したと言えないにせよ、20世紀以後のナショナリズムの奔流に経済学がとらえられてしまう根拠を与えたと言っているのである。

だが、結論すれば、経済学原理の世界の自律性が国民経済的自律性を承認するとは言えないであろう。経済学原理の国民的性格は、原理の内的本質を構成するものではなく、その副産物にすぎないからである。よしんば経済学原理が大陸ヨーロッパ、殊にドイツにおいては『国民経済学原理』として紹介されたにしても、また原理の叙述のここかしこにそのような語義転換を見いだしうるとしても、経済学は国家や政治社会に対してそうであったように、歴史的な存在としての国民についての解明は行わなかったし、それが自然的存在であるということも、経済的に自律的であるということをも根拠付けてはこなかったのである。

24) Robinson, J., *op. cit.*, pp. 117-121, 邦訳, 198-205 ページを参照されたい。なお、国民国家が国民的経済利益をめぐる果てしない闘争に直面することの根拠は、本稿『近代国民国家の政治経済学』の中で、将来取り扱うことになる。

3 『政治経済学批判』体系にみるヴィジョン

経済学という専門領域にはいり込みながら、しかも経済学そのものに根ざして、近代社会の全体像へ接近することが、全く試みられなかったわけではない。古典派経済学者の仕事は、前にも述べた通り、きわどいところまで踏み込んでさえいたのである。だが、より明確に「原理」の体系を越える経済学体系を構想したのは、マルクスであった。

彼が、一面では古典派、特にリカードの批判的後継者であり、かつ『資本論——政治経済学批判のために (Das Kapital-zur Kritik der politischen Ökonmie)』として刊行しようとし、ついに完成しえなかったその主著を、自ら「イギリス人が『経済学原理 (the principles of political economy)』と呼ぶもの」にあたと明言していたことは、よく知られた事実であろう²⁵⁾。それにも拘わらず、他面、彼は経済学原理の世界を越える政治経済学の体系を構想したのであった。「政治経済学批判」のプランとして知られる彼のヴィジョンがそれである。この構想は、もっとも簡略な形では「資本、土地所有、賃労働；国家、外国貿易、世界市場 (Kapital, Grundeigentum, Lohnarbeit; Staat, auswärtiger Handel, Weltmarkt)」という6項目からなる体系で示されている²⁶⁾。この内、セミコロンによって区切られる前半の体系に、現在、全三部からなる『資本論』として知られている著作が含まれると推論するについては異論を唱えるものはないであろう。その第一部だけがマルクス自らの手で刊行され、残りは編集された遺稿の一塊でしかない現行の『資本論』が、上に見るプラン前半体系のいかなる領域をカバーしているかについては相対

立する解釈が存在するのであるが²⁷⁾、それが前半体系に属することを否定する解釈を私は知らない。

このマルクスの政治経済学に関するヴィジョン——文字通りヴィジョンとして遺されただけであり、マルクス本人の手によって書き上げられなかった見取り図——が、一見して古典派の経済学原理の世界と異なる骨格を備えていることは明らかであろう。セミコロンで区切られた後半の体系の存在が、そのことを示す。ここでは、古典派の原理の体系では消極的もしくは否定的にしか取り扱われなかった「国家」というカテゴリーが登場し、国際貿易というカテゴリーさえ原理の補論に埋没することのない位置を与えられ、しかも「世界市場」という古典派の体系には存在しないカテゴリーが体系の最後に位置しているのである。このような体系が原理の体系と異なることは、マルクス自身が認めるところであった。彼は、執筆中の『資本論』が古典派の「原理」にあたるということを述べた際、同時にまた、後半の体系には「社会の種々の経済的構造にたいする種々の国家形態の関係」に関する考察が含まれるということを明言していたのである²⁸⁾。

このマルクスの政治経済学のヴィジョンの骨格が、古典派の原理の体系よりは、はるかにヘーゲル (G. Hegel) 『法の哲学要綱 (Grundlinien der Philosophie des Rechts)』の体系²⁹⁾に対応したカテゴリーをもって構成されて

27) 現行『資本論』が「経済学批判」のプランのどの領域をカバーしているのか、またプランに変更があったのか否かについては、この国の経済学者の関心を1960年代末までひきつけてきた。そこで行われた論争の概要は、佐藤金三郎『『資本論』と宇野経済学』新評論、1968年、や宮崎犀一『経済原論の方法、(上)』未来社、1970年を参照されたい。

28) Marx, K., *Werke*, Band 30, S. 639, 邦訳『全集』第30巻, 518ページ。

29) Hegel, G. W. F., *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Hamburg, Felix Meiner, 岡田隆平、速水敬二訳『法の哲学』岩波書店、1950年。

25) Marx, K., *Werke*, Band 30, 1972, S. 639, 邦訳『全集』第30巻, 1972年, 518ページ。

26) Marx, K., *Werke*, Band 13, S. 7, 邦訳『全集』第13巻, 5ページ。

表1 ヘーゲル『法の哲学』と『政治経済学批判』プランの対照

Rechtsphilosophie
《Die bürgerliche Gesellschaft》

《Der Staat》

1. Das innere Staatsrecht
 - 1) Innere Verfassung für sich
 - 2) Die Souveränität gegen außen
2. Das äußere Staatsrecht
3. Die Weltgeschichte

Kritik der politischen Ökonomie
《Die bürgerliche Gesellschaft》

1. Kapital
2. Grundeigentum
3. Lohnarbeit

《Der Staat》

1. Staat
 - 1) In Beziehung zu sich selbst betrachtet
 - 2) Der Staat nach außen
2. auswärtiger Handel
3. Weltmarkt

いることを指摘したのは服部文男であった³⁰⁾。確かに、マルクスのプランをその異文を合わせて再構成し、ヘーゲルのそれと対照すれば、両者の類似性を指摘しうるのである(表1参照³¹⁾)。

マルクスが、自己の「政治経済学批判」を、古典派の「政治経済学原理」の体系を批判的に継承するものとしたと同時に、近代社会と国家を思惟の自己運動として把握しようとした『法の哲学』の体系を批判的に継承するものに見なしていたこと、言い換えれば、その後半体系において『法の哲学』の国家論の唯物論的転倒を果たそうとしていたことを、ここに推論しうるであろう。彼のプランは、二つの相異なる構造物を重層的に組み合わせたものだったのである。

このようなマルクスのヴィジョンは、経済学の正統からみれば、あたかもロマネスク様式の内陣と回廊をもつ建物にゴシック様式のオジーブ・ヴォールトや飛びアーチを付け加えたグロテスクな建物のデッサンに見えるかもしれない。では、このプランは経済学的合理性なり論理の一貫性を欠いたものであったのだろうか。

勿論、マルクスにあっては、そうではなかつ

た。マルクスが近代市民社会を社会の自然的形態と見なさず、歴史的な所産であり、それ自身歴史的な存在であること、そしてまた固有のブルジョア社会が自らの内に歴史的に否定される契機を有するものと見ていたことを、何よりも忘れてはなるまい。言うまでもなく、その点にこそ、人文主義からリベラリズムに至る西欧近代の知的伝統の主脈から生まれながら、近代市民社会の批判者となったマルクスの知的個性があるからである。こうした立場は、当然のことながら、彼が『資本論』において経済的諸法則を追及する際、その模型に歴史的な社会の諸相を含意させる方法、歴史的な経済現象への注目、歴史的経済法則への接近などを産みだし、それ故に、後に宇野弘蔵³²⁾やポパーなどの論理実証主義的批判を受けたのであった。その是非は別として、このようなマルクスの立場からすれば、経済社会としての近代市民社会が原理的世界で自己完結するに至らず、むしろそれが固有の国家形態をもたらすことを明らかにすることこそ、「政治経済学批判」にとって必要な課題であったといえよう。1859年の『政治経済学批判 (Zur Kritik der politischen Ökonomie)』の序言 (Vorwort) に描かれたあまりにも有名な唯物史観のテーゼは、近代市民社会の解剖をもって、つまりマルクス自身の経済学

30) 服部文男『『資本論』成立過程における『階級闘争』・『国家』』、原田三郎編『資本主義と国家』ミネルヴァ書房、1975年。

31) 詳しくは、拙稿『『経済学批判』のプラン後半体系をめぐる論争』、村岡俊三、木下悦二編『資本論体系8、国家・国際商業・世界市場』有斐閣、1985年を参照されたい。

32) 宇野弘蔵『経済学方法論』東京大学出版会、1962年。

の成立をもって、はじめて論証される性格をもつ仮説であったのである³³⁾。初期におけるヘーゲルの法哲学体系に対するマルクスの批判の試みは³⁴⁾、古典派経済学の吸収を媒介に、「原理」の体系に内在しながらその限界を越えようとするヴィジョンを彼に描かせるに至ったのである。

マルクスの独自のヴィジョンは、更に重要なもう一つの理論的認識から成り立っていた。それは、近代市民社会の極度の普遍性、あるいはその世界性の認識である。誰もが「政治経済学批判」のプランを見て注目するのは、それが国民経済、つまり体系を開いたところで終わるのではなく、世界市場というカテゴリーをもって終わっていることであろう。それは、国際経済学的領域をもって原理の世界の延長の限界とする古典派の体系と、著しく異なっている。マルクスがこのような体系を構想した根拠については推論するしかないのだが、私は、それを近代市民社会の普遍性 (universality) の認識に求めたい。もし、近代市民社会がその本質において普遍的であり、したがって国家の枠を越えて存在し、普遍的空間ではじめて自己の体系を完結するものであったとしたら、国家と経済社会との関係を明らかにすることの内に、社会が一個の世界経済 (Weltwirtschaft, économie-monde, universal economy) として存在することを明らかにしなければならず、経済諸法則もまた、そのような具体性の中で把握されなければならない筈である。マルクスは社会を、こ

のように見ていたと思われる。何故なら、プランの最後のカテゴリーである「世界市場」の内容を示唆するものとして、「市民社会が国家の上にひろがること (Übergreifen der bürgerlichen Gesellschaft über den Staat)」を、彼はプランの一デッサンに書き遺しているのである³⁵⁾。近代市民社会が、国家形態によって総括されることと関連して帯びる国民性ととともに、それを越える普遍性、世界性を有するとする認識は、深みの違いはあれ、マルクスが、その理論的活動の初期から晩年に至るまで持ちつづけたものであった。代表的な遺作である『ドイツ労働者党綱領評注 (Randglossen zum Programm der deutschen Arbeiterpartei)』において、自国を舞台とする労働者階級の階級闘争の国民性を「内容上ではなく (nicht dem Inhalt)」、「形式上のもの (der Form nach)」とし、国民国家の枠は、それ自身また経済的には「世界市場の枠内 (im Rahmen des Weltmarkts)」に、政治的には「国家系の枠内に (im Rahmen des Staatensystems)」ある、と述べているのは、そうしたマルクスの認識の一貫性をよく示すであろう³⁶⁾。ところで、こうした認識の上に立てば、近代市民社会と国民性との関係も、積極的に解明されるべき対象となろう。近代市民社会が普遍性なり世界性を有するとすれば、国民的領域のもつ意味を明らかにせずにはいられないからである。

こうして、マルクスのヴィジョンの延長上で、私たちは、経済学原理の体系が積極的には解明しなかった問題、近代市民社会が国家といかにかかわり、また国民性といかにかかわるのかという問題に遭遇する。このようなヴィジョンが設定した課題は、勿論、容易にはたされる

33) この点については大野節夫の論考、「史的唯物論の歴史的変遷」服部文男編『講座、史的唯物論と現代(2)、理論構造と基本概念』青木書店、1977年、や『生産様式と所有の理論』青木書店、1979年などに負っている。参照されたい。

34) Marx, K., Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. Kritik des Hegelschen Staatsrechts (§§261-313), *Werke*, Band 1, 1974, 邦訳「ヘーゲル法哲学の批判から」『全集』第1巻、1959年, Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie. Einleitung, a. a. O., 邦訳「ヘーゲル法哲学批判、序説」同上、など。

35) Marx, K., *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie*, Berlin, Dietz Verlag, 1953, S. 175, 資本論草稿集翻訳委員会訳『資本論草稿集(1)、1857-58年の経済学草稿』1981年、大月書店、311ページ。

36) Marx, K., *Werke*, Band 19, 1973, S. 23-24, 邦訳『全集』第19巻、1968年、23-24ページ。

ものではなかった。マルクス自身、その著作のプランのほんの一部を書き上げたにすぎなかったし、マルクス経済学派さえ、彼のヴィジョンを継承して理論の発展を試みたとは必ずしも言いがたいのである。ソヴィエト連邦の1954年の『経済学教科書』はマルクスのプランとはまったく別個の体系化を試み³⁷⁾、反対に日本の経済学者は国際経済学に関連する人々を中心にプランの後半体系の具体的理論化を追究したが、定説といえるものを生み出すに至らず、近代市民社会と国家についての考察はマルクス主義者の幾度となく試みた問題ではあったが、プランとのかかわりは、つまり経済学原理から出発して対象をとりあげることはあまり省みられなかったといえよう³⁸⁾。にもかかわらず、マルクスのヴィジョンは、未だに経済学に大きな問題をなげかけているといえよう。なぜなら、経済学原理の体系は経済社会なり市場と国家の関係、経済社会なり市場と国民的社会の関係については、積極的には何も語っていないからである。

それでは、理論模型としての経済社会なり市場が、「全体集合」から永遠に切り離されたままになってしまうことは明らかであろう。マルクスのヴィジョンや方法、そして彼の歴史哲学を肯定するにせよ否定するにせよ、経済学者が、各自の原理的世界を確かめるためにも、また安易に原理の諸法則をイデオロギー的に利用する通俗化を否定し、現実の歴史的社會に自己の原理的世界をかかわらせるためにも、彼のヴィジョンが提起している問題に回答をあたえることは必要とされるのではあるまいか。今まで、人を説得させる理論が確立されてこないということが、理論化の問題提起自体を無効とするものでないことは言うまでもないのである。

一体、経済学は理論模型を設定する基盤をどこに求めるべきであろうか。それは近代社会のどこから剝ぎ取られ、どこに、どのようにして埋め戻されるべきなのだろうか。「全体集合」とのかかわりで経済学原理の世界を反省する旅が、こうして始められねばならない。

(1988年10月18日脱稿)

37) 周知のように、それは第一篇において資本主義より前の生産方法を論じ、第2篇で資本主義的生産方法を扱うが、その第1部「前独占資本主義」において、『資本論』第3部の内容を論じた後に『資本論』第2部の社会的総資本の再生産を論じて、『資本論』の構成とは大きく異なった構成で論述を進め、さらに、その最後に「経済恐慌」を論じ、ついで第3篇の「独占資本主義」に移行している。

38) マルクス主義国家論は、プラン後半体系のヴィジョンよりは、史的唯物論のテーゼによって追究された。しかし、そのような試みが、転倒的な試みであることは、大野節夫、前掲論文、前掲書などから明らかであろう。なお、詳しくは、前掲、拙稿をあわせて参照されたい。